

○ 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準
(平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号)

改 正 案

附 則

(新設)

第〇条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第二百二十九号）附則第二十一条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合における第一条第六号の規定の適用については、同号中「掲げる者」とあるのは、「掲げる者及び農林中央金庫及び特定農林水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第二百二十九号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社」とする。

現 行